

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（平成29年度）

1. 施設の名称等

施設名称	長崎県立西彼青年の家
所在地	西海市西海町太田和郷4600-10

事業所管	教育庁	生涯学習課
課（室）長名	原 洋	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	5	次代を担う子どもを育む
	施策	(4)	我が国と郷土を愛する心や豊かな人間性、社会性の育成
	事業群		子どもたちが直接自然と触れ合う体験活動や農山漁村での交流体験の推進

2. 施設の概要

設置年月日	昭和53年3月23日			
設置法令等	長崎県立青年の家条例（昭和50年10月6日）			
設置目的	団体の宿泊研修及び野外活動を通じて健全な青年の育成その他社会教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に基づき設置する。			
利用対象者等	利用対象者：特に制限なし 開業時間：午前9時～午後5時（ただし宿泊者があれば、この限りではない） 休業日：毎週月曜日（利用予約があれば開業）及び12月28日～1月5日（年末年始休業日）			
施設内容	敷地面積：29,227㎡、建物面積：1,577㎡ 主な施設：本館、体育館、キャンプ場、運動場 宿泊定員：100名			
施設の利用料金体系	利用料金表			
	区分		金額	
	宿泊棟	小中学生	1人1泊 ￥ 100	
		青年	￥ 310	
		営利団体（小中）	￥ 310	
		営利団体（その他）	￥ 1,340	
		上記以外の者	￥ 720	
	テント	小中学生	￥ 50	
		青年	￥ 210	
		営利団体（小中）	￥ 210	
営利団体（その他）		￥ 510		
上記以外の者		￥ 310		
体育館	1時間	￥ 210		
研修室	1時間	￥ 100		
減免基準（県立青少年教育施設共通事項）				
区分		減免額		
1	県又は県教育委員会（県立青少年教育施設）が主催・共催による事業等を無料で開催するとき	全額		
2	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき	全額		
3	障害者（身体障害者・知的障害者）及び介護者が、青少年教育施設（宿泊型）を利用するとき	全額		
4	各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めたとき	全額又は5割		
類似施設の設置状況	施設名称	長崎県 西彼青年の家	佐賀県 黒髪少年自然の家	宮崎県 御池青少年自然の家
	設置年度	S52	S50	H3
	定員	100名	210名	200人
	H28利用者数	17,135	25,153	35,247
	指定管理者制度導入時期	平成18年4月1日	平成18年4月1日	平成18年4月1日
	H29県負担金額 単位：千円	20,377	55,016	78,171

県 予 算	区 分 (単位：千円)		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
	財 源	国 庫					
		その他(使用料)			804	9	
		一般財源	19,719	20,504	28,988	20,609	20,880
	事業費< A >		19,719	20,504	29,792	20,618	20,880
	内 訳	管理運営負担金	19,479	19,858	19,852	20,377	20,377
		その他(備品購入費、改修費)	240	646	9,940	241	503
	人件費< B >						
	合計< C = A + B >		19,719	20,504	29,792	20,618	20,880
	単位あたりコスト		1.1	1.1	1.7	1.2	

(説明)「当事業による一人あたりの施設利用費用」= C ÷ (当事業によるH28施設利用人員：17,135人)

3．指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	所在地	西海市西海町太田和郷4600-10				
	名 称	西彼青年の家施設運営協会				
		代表者氏名 会長 中小路 和久				
指定期間	平成 28 年4月1日 ~ 平成 33 年3月31日					
業 務	施設(設備)の維持・修繕等(ただし150万円を越える改修を除く) 利用団体の指導に関する業務、主催事業・施設事業に係る広報・PR活動、教育機関としての連携業務					
利用料金制	■ 導入済		未導入	選定方法	公募	■ 非公募

4．成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果 指標 の 達 成 状 況	アンケート調査による利用者満足度		(目標値の根拠) 90%以上(指定管理者と協議のうえ設定)		<29年度実施における変更点> 目標値の変更 年間利用者17,500人→17,300人		
	年間利用者数		17,300人(指定管理者と協議のうえ設定)				
	主催事業参加率		100%(指定管理者と協議のうえ設定)				
	実 績		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
		単位					
	a	目標値	90	90	90	90	90
	b	実績値	99	99	99	98	
	c	達成率b/a	110	110	110	108	
	a	目標値	18,500	17,900	18,100	17,500	17,300
	b	実績値	17,493	18,699	17,135	17,135	
	c	達成率b/a	94	104	94	97	
指定管理者 の収支状況	a	目標値	100	100	100	100	100
	b	実績値	107	107	118	96	
	c	達成率b/a	107	107	118	96	
	事業計画(H28)		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
		(千円) 実績 - 計画					
	利用料金	3,563 -1,861	3,207	4,048	3,258	1,702	2,001
	県負担金	20,377 0	19,479	19,858	19,852	20,377	20,377
	その他	12,231 1,535	11,802	15,241	14,580	13,766	13,801
	計a	36,171 -326	34,488	39,147	37,690	35,845	36,179
	支出b	36,171 -2,363	33,774	38,422	36,831	33,808	36,129
収入	うち人件費	20,438 -62	19,147	19,554	19,609	20,376	20,493
	収支a-b	0 2,037	714	725	859	2,037	50
配置職員数 (人)	常勤 3	常勤	常勤 3	常勤 3	常勤 3	常勤 3	常勤 3
	非常勤 1	非常勤	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1

この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 平成28年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況

< 指定管理者実施分 >
施設（設備）の維持修繕等
利用団体の指導に関する業務
主催事業に関する業務
施設事業に係る広報・PR活動
教育機関としての連携業務

< 県実施分 >
業務の実施状況や管理経費等の収支状況の調査の実施
県全世帯広報誌、簡易電子申請システム、ツイッターによる広報活動を実施

< 指定管理者実施分 >
協定書に基づき適正に実施された。
入所時の安全指導、滞在中の巡回等が適切に行われた。
事業計画書に基づいた積極的な事業展開が行われた。
また、事業内容の見直しも随時検討し、次年度以降の計画に活かされている。
募集要項、チラシ等を近隣小中学校へ配布したり、直接訪問し案内等を実施した。
また、ホームページでの事業案内など積極的な広報活動を行った。
小中高校の宿泊学習・教職員の研修の受入、市町教育委員会の各種事業との連携を図った。

< 県実施分 >
適正に実施されていることを確認した。
県広報媒体を活用し広報活動を実施した。

検 証

○管理運営状況については、協定書に基づき適正に実施された。
○利用者数については17,135名で、目標である17,500名を概ね達成することができた。
○主催事業については定員に対する参加率107%で目標を上回ることができた。
○施設利用者への満足度アンケートでは、98%が「良」という結果で目標を達成し、施設サービスが非常に高い評価を得た。

収 支 の 状 況

収支計画・実績

< 指定管理者実施分 >

(単位：千円)

主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入 a	36,171	35,845	
うち利用料	3,563	1,702	
うち県負担金	20,377	20,377	
支出 b	36,171	33,808	計画に準じた執行が行われた。
うち人件費	20,438	20,376	計画に準じた執行が行われた。
収支a-b	0	2,037	経費削減などの経営努力により収益が得られた。

< 県実施分 >
県の負担金以外の支出の内訳は以下のとおり
備品購入費 241千円

検 証

○利用者数及び主催事業参加率の目標を達成できたことにより、利用料収入の計画を上回ることができた。
○収入確保と経費削減などの経営努力により収益を得ることができた。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

A

(説明)

○利用者数については、目標値を概ね達成した。また、昨年度に引き続き、予約状況により休館日を変更して開館するなど、利用者優先の運営が行われており、利用者の満足度も良好であるとのアンケート結果が得られている。
○主催事業については、事業内容を随時見直すなどして参加率目標を上回ることができた。
○収支面においては、広報・PR活動を継続的に実施したことにより利用者が確保されたこと、また、細かな予算管理と徹底した経費節減が行われたことによって収益を上げることができた。
○以上のように、青少年を中心とした多くの県民に自然体験活動及び社会教育活動の場を提供することができ、設置目的に則した一定の成果が上がっていると思われる。
なお、安定した経営を図るため、今後より一層の増収の取組として、指定管理者制度の特色を活かし、大学や民間業者等との連携の強化や、利用料単価が高い青年や成人層利用者の更なる開拓などを行う必要がある。

6. 平成29年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○県内青少年教育施設間の連携強化 ・国立及び長崎市立を含めた県内青少年教育施設において、施設利用促進のための情報共有や各施設で取り組む事業を参考にすると、県立の枠にとらわれない横断的な連携強化に努める。 ○新たな利用者団体の獲得及びリピーターの確保 ・引き続き柔軟な施設運営を実施し、県内及び県外のスポーツ団体による遠征時の拠点としての利用を推進することや主催事業等の事前事後の広報活動などを行うことにより、新たな利用者団体の獲得及びリピーター確保に努める。 ○主催事業の見直し ・過去に行った主催事業の実施状況を見ながら、時期や対象者、料金設定などを随時見直し、参加率を高めるための検証に努め、新たな事業の創出や既存事業のリニューアルなどを行う。

7. 平成29年度事業の評価

視点		評価	判定理由
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	青少年の利用者が全体の69%。宿泊の利用者が全体の68%で推移しており、設置目的を果たしている。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	目的に則した利用料金設定と、明確な減免基準を設けており、住民の公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	利用者アンケートを実施し、利用者ニーズを取り入れたサービスの提供を行っており、アンケート結果も満足度が非常に高い。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	施設・設備の日常点検・定期点検は協定書に従って適切な管理が行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a	利用者確保により収入の確保について努めている。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	経費削減により収益を上げている。また、定期的に予算執行状況を把握し、適切な予算執行に努めている。
	(その他の観点) 評価区分(a:行われている b:一部行われていない c:行われていない)		
視点		評価	理由
必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a.薄れていない b.一部薄れている c.薄れている	年間の利用者は1万7千人程度で推移しており、学校等の宿泊学習も盛んに行われている。また一般の利用者へも自然体験活動の重要性などの認識させており、必要性は高いと思われる。
	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a.適応している b.一部適応していない c.適応していない	少子化により、主な利用者である児童・生徒が減少する中、大豆やそばの栽培から調理までの体験活動等幅広い年齢層に対応できる事業等の展開により利用者数を維持している。
	・市町または民間に移管・移譲することが適当(可能)ではないか。	■ a.適当(可能)でない b.一部適当(可能)でない c.適当(可能)である	地元利用が20%と少ない状況であるので、地元移譲の協議は慎重に行うべきである。
効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a.得られている b.一部得られている c.得られていない	協定に定められた施設の維持管理、指導業務、主催事業等を実施し、計画どおりの活動結果が得られている。
	・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a.代えられない b.一部代えられない c.代えられる	社会環境に応じた柔軟性のある主催事業の展開、経費節減の実効性など指定管理者制度が有効に機能している。
	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a.なっている b.一部なっていない c.なっていない	収支状況も安定し、良好な施設運営、サービスの提供を行っており、利用者の満足度も高い。
有効性	・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a.余地はない b.一部余地がある c.余地がある	大学や民間等との事業連携を図ることで、収入確保・利用促進の両面から改善が可能であると思われる。
	(その他の観点) ○施設の無償譲渡について、西海市からの要望は無い。施設の利用状況で地元利用は20%と低く、全県下的な施設としての役割が大きい。 なお、地元市として青少年教育施設の必要性は認めながらも、市の行財政改革に基づき、市有施設の整理等を推進していることなどを理由に、今後も移譲について進展が見込まれるとは言い難い状況であるが、継続して地元自治体と協議していく。 ○今後、施設の設置目的や国、市町における類似施設等の設置状況を踏まえ、施設設置の意義や県民ニーズ、施設等の維持管理・更新などの長期的視点で、施設の必要性について検討を進めていく。		

8. 平成30年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明: 30年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○指定管理者制度の特色を活かし、民間等への活動場所の提供や、連携した事業展開をさらに進めていく。また、県民のニーズをいち早く取り入れた魅力ある事業展開に取り組んでいく。 ○施設の利用料金、減免制度の一部見直しにより、より一層の収益性の確保に努めるとともに、利用者の利便性向上のための様々な措置を講じていく。 ○昨年度の指定管理の更新に際しては、社会的な課題に対応したプログラムの開発などを実施条件に盛り込んでおり、自然体験・生活体験・交流体験に関するプログラム、学校教育課程に対応したプログラム、社会的課題(いじめに立ち向かう力の育成、防災、子育て支援など)に対応したプログラムの開発・提供などに、国立諫早青少年自然の家と共同で引き続き取り組んでいく。 (上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				